

遊々の森について

～国有林における「協定締結による国民参加の森林づくり」～

1 趣旨

林野庁では、自ら森林づくりを体験したい、森林づくりを通じて社会貢献をしたい、森林の役割を学ぶ森林教室を行いたいなどのニーズに応えるため、このような活動を行おうとする民間団体等が継続的に国有林を活用できるしくみを定め、協定締結による国民参加の森林づくりを推進しています。

このうち「遊々の森」タイプは、学校等による森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の活動の場として国有林を利用いただくものです。

2 実施主体

学校、地方公共団体、民間団体 等

3 主な要件等

- ・活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。また、実施主体が主体的に活動を行うこと。
- ・森林管理署長等と実施主体との間で、目的、活動内容等に関する協定を締結。期間は5年以内とし更新可能。
- ・活動に要する経費は、実施主体が負担（国有林の使用は無償）。
- ・森林管理署長等は、活動計画の策定や実施に当たり助言、技術指導。
- ・実施主体は、立木竹の所有権等を有しない。